

平成 28 年 6 月 17 日

経済産業省 中小企業庁事業環境部企画課 御中

一般社団法人全国銀行協会

中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針の一部改正案  
に対する意見について

平成 28 年 6 月 4 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## 中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針の一部改正案に対する意見

項番	該当箇所	意見	理由等
1	第5 3 二 へ	左記においては、認定経営革新等支援機関が経営革新等支援業務の実施に当たって「配慮すべき」事項として、「中小企業等が『ローカルベンチマーク』を活用することを促すこと」を規定しているが、同規定は、あくまで同支援機関が「配慮すべき」事項を定める規定であって、同ベンチマークを活用することや活用を促すこと自体を同支援機関に強制したり、義務づける規定ではないと理解している。そうした理解でよいか改めて確認したい。	規定の趣旨等の明確化のため。また、ローカルベンチマークは、「ローカルベンチマーク活用行動計画」(平成 28 年 5 月)においても、地域企業との対話のためのツールの1つとされているため。

以上